いわき市中心市街地活性化基本計画　新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変　更　後

○　計画期間：平成 29 年４月～令和７年３月（計画期間８か年）
※平成 29 年４月～令和５年３月の６年間は、内閣総理大臣の認定を受けた期間

１. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

２．中心市街地の位置及び区域　略

３．中心市街地の活性化の目標
（１）中心市街地の基本テーマ

「人、暮らし、文化を大切にする豊かさと活力とを備えた中心市街地」

福島県を代表する中核都市の中心部という位置づけを踏まえ、人を大切にする暮らしやすさと、広域の中心として求められる活発な社会経済活動、人が訪れたくなる魅力あるまちづくりの３つの視点から活性化に取り組む、豊かさと活力とを備えた、にぎわいのある中心市街地。

基本方針①
- **人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり**
  - ➲ 暮らしの利便性・快適性を高める買い物や医療環境等の充実を図る。
  - ➲ 歩いても暮らしやすい安心で健康な環境づくりを図る。
  - ➲ 多様な人々が居心地よく時間を過ごせる環境づくりを推進する。
  - ➲ 歩行者環境整備やバス交通等の充実など、移動の利便性の向上を図る。

基本方針②
- **事業活動が活発な、活力のあるまちづくり**
  - ➲ 大規模な商業施設の機能更新や商店街等の活性化による新たなライフスタイルを提案できる業態への転換を進める。
  - ➲ まちなかの遊休不動産の活用や、関係機関の連携による継続的な起業家育成支援を推進する。

基本方針③
- **歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり**
  - ➲ アリオス、いわき PIT 等の文化施設を積極的に活用しながら、文化・芸術的魅力の向上を図る。
  - ➲ 有形・無形の歴史・文化資源を積極的に発掘・活用する取組みを進め、歴史あるまちとしての平地区の魅力向上を図る。
  - ➲ 既存の資源を生かした都市公園整備や環境豊かな公園の有効活用等により市民のまちへの愛着心の醸成を図る。

目標①：生活環境の充実によるまちなか居住の促進
《数値目標》
中心市街地内の居住人口
基準値：4,133 人（H28）
目標値：4,400 人（R６）

目標②：新規出店の促進による事業活動の活性化
《数値目標》
中心市街地内の新規出店数
基準値：26 件（H23～H27）
目標値：52 件（R２～R６）

目標③：歴史・文化資源を活かした賑わいの創出
《数値目標》
主要歴史・文化施設の入込客数
基準値：1,226,198 人（H27）
目標値：1,263,000 人（R６）

課題解決・活性化（目標達成）に向けた主な事業

変　更　前

○　計画期間：平成 29 年４月～令和５年３月（計画期間６か年）

１. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

２．中心市街地の位置及び区域　略

３．中心市街地の活性化の目標
（１）中心市街地の基本テーマ

「人、暮らし、文化を大切にする豊かさと活力とを備えた中心市街地」

福島県を代表する中核都市の中心部という位置づけを踏まえ、人を大切にする暮らしやすさと、広域の中心として求められる活発な社会経済活動、人が訪れたくなる魅力あるまちづくりの３つの視点から活性化に取り組む、豊かさと活力とを備えた、にぎわいのある中心市街地。

基本方針①
- **人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり**
  - ➲ 暮らしの利便性・快適性を高める買い物や医療環境等の充実を図る。
  - ➲ 歩いても暮らしやすい安心で健康な環境づくりを図る。
  - ➲ 多様な人々が居心地よく時間を過ごせる環境づくりを推進する。
  - ➲ 歩行者環境整備やバス交通等の充実など、移動の利便性の向上を図る。

基本方針②
- **事業活動が活発な、活力のあるまちづくり**
  - ➲ 大規模な商業施設の機能更新や商店街等の活性化による新たなライフスタイルを提案できる業態への転換を進める。
  - ➲ まちなかの遊休不動産の活用や、関係機関の連携による継続的な起業家育成支援を推進する。

基本方針③
- **歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり**
  - ➲ アリオス、いわき PIT 等の文化施設を積極的に活用しながら、文化・芸術的魅力の向上を図る。
  - ➲ 有形・無形の歴史・文化資源を積極的に発掘・活用する取組みを進め、歴史あるまちとしての平地区の魅力向上を図る。
  - ➲ 既存の資源を生かした都市公園整備や環境豊かな公園の有効活用等により市民のまちへの愛着心の醸成を図る。

目標①：生活環境の充実によるまちなか居住の促進
《数値目標》
中心市街地内の居住人口
基準値：4,133 人（H28）
目標値：4,400 人（R４）

目標②：新規出店の促進による事業活動の活性化
《数値目標》
中心市街地内の新規出店数
基準値：26 件（H23～H27）
目標値：52 件（H29～R４）

目標③：歴史・文化資源を活かした賑わいの創出
《数値目標》
主要歴史・文化施設の入込客数
基準値：1,226,198 人（H27）
目標値：1,263,000 人（R４）

課題解決・活性化（目標達成）に向けた主な事業

① いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業
② いわき都心型住宅整備事業
③ 都市公園整備事業
④ まちなか循環バス運行検討事業
⑤ 都市計画道路掻槌小路幕ノ内線道路改良事業
⑥ 田町・新川町線歩道整備事業
⑦ 田町・谷川瀬線交通安全施設整備事業

① いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業（再掲）
② いわき都心型住宅整備事業（再掲）
③ 地域密着型商業施設整備事業
④ まちなかを活用した起業家支援事業
⑤ 城下町景観づくり事業
⑥ リノベーションまちづくり支援事業
⑦ まちづくり基金活用事業
⑧ いわき市創業者支援融資制度事業

① いわき芸術文化交流館自主企画事業
② いわき市立美術館教育普及事業
③ 文化芸術の発展事業
④ いわきの歴史・文化・伝統を生かした人材育成事業
⑤ チームスマイルいわき PIT イベント連携事業
⑥ 都市公園整備事業（再掲）
⑦ 磐城平城本丸跡地に関する活用事業
⑧ 回遊性向上に向けた取組事業

（２）～（３）　略

（４）目標指標と数値

○目標１：生活環境の充実によるまちなか居住の促進

⇒ 中心市街地内の居住人口

○目標２：新規出店の促進による事業活動の活性化

⇒ 中心市街地内の新規出店数

○目標３：歴史・文化資源を活かした賑わいの創出

⇒ 主要歴史・文化施設の入込客数

○令和６年度の目標値について

目標値については、令和３年度フォローアップ時点で「目標２」は達成したものの、「目標１」及び「目標３」は未達成の状況にある。令和４年度末時点で事業未完了等により効果が発現していない事業もあることから、引き続き、計画終了となる令和６年度まで、当初の設定と同じ目標値に向けて、取組を継続していくこととする。

１）生活環境の充実によるまちなか居住の促進

①～②　略

③目標数値の設定

⇒平成 28 年を基準とし、令和６年には 267 人増の 4,400 人とすることを目標とする。

基準値		目標値
4,133 人 （平成 28 年）	➡	**4,400 人** （令和６年）

中心市街地における平成 20 年からの居住人口の推移は減少傾向を示しており、特に平成 23 年以降は、この年に発生した東日本大震災の影響により大きく減少している。平成 25 年は、復興需要等により増加傾向に転じたものの、その後は減少傾向に戻っており、活性化の取組を実施しなければこの傾向が続くものと予想される。

① いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業
② いわき都心型住宅整備事業
③ 都市公園整備事業
④ まちなか循環バス運行検討事業
⑤ 都市計画道路掻槌小路幕ノ内線道路改良事業
⑥ 田町・新川町線歩道整備事業
⑦ 田町・谷川瀬線交通安全施設整備事業

① いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業（再掲）
② いわき都心型住宅整備事業（再掲）
③ 地域密着型商業施設整備事業
④ まちなかを活用した起業家支援事業
⑤ 城下町景観づくり事業
⑥ リノベーションまちづくり支援事業
⑦ まちづくり基金活用事業
⑧ いわき市創業者支援融資制度事業

① いわき芸術文化交流館自主企画事業
② いわき市立美術館教育普及事業
③ 文化芸術の発展事業
④ いわきの歴史・文化・伝統を生かした人材育成事業
⑤ チームスマイルいわき PIT イベント連携事業
⑥ 都市公園整備事業（再掲）
⑦ 磐城平城本丸跡地に関する活用事業
⑧ 回遊性向上に向けた取組事業

（２）～（３）　略

（４）目標指標と数値

○目標１：生活環境の充実によるまちなか居住の促進

⇒ 中心市街地内の居住人口

○目標２：新規出店の促進による事業活動の活性化

⇒ 中心市街地内の新規出店数

○目標３：歴史・文化資源を活かした賑わいの創出

⇒ 主要歴史・文化施設の入込客数

１）生活環境の充実によるまちなか居住の促進

①～②　略

③目標数値の設定

⇒平成 28 年を基準とし、令和４年には 267 人増の 4,400 人とすることを目標とする。

基準値		目標値
4,133 人 （平成 28 年）	➡	**4,400 人** （令和４年）

中心市街地における平成 20 年からの居住人口の推移は減少傾向を示しており、特に平成 23 年以降は、この年に発生した東日本大震災の影響により大きく減少している。平成 25 年は、復興需要等により増加傾向に転じたものの、その後は減少傾向に戻っており、活性化の取組を実施しなければこの傾向が続くものと予想される。

これらを踏まえ、平成 28 年の居住人口 4,133 人を基準値とし、令和６年には、震災直後の人口と同程度の水準の 4,400 人とすることを目標とする。目標の検討にあたっては、活性化の取組により減少傾向に歯止めをかけ、さらに増加傾向に転換することを目指すものの、目標値の設定にあたっては、東日本大震災の影響により、人口の推移がこれまでの状況とは不連続な傾向が見られ、今回の計画期間内に震災前の状況まで回復させることは非常にハードルが高いことから、まずは震災直後の人口と同程度の水準まで回復させることを目標とした。今後、活性化の取組を行わない場合の予測値（約 4,141 人）に比べて、259 人の増加を目標とする数値となっている。なお、将来予測値は、上記の目標値設定の考え方に基づき、平成 23 年から平成 28 年までの実績を踏まえて推計した。

中心市街地の商業や業務活動の機能強化や拠点整備とあわせて、生活環境の整備や居住環境の整備を面的に図り、人にやさしい快適な道路空間等でネットワークすることにより、地区全体として暮らしやすいまちを形成し、居住空間としての快適性、魅力向上に繋げることで、目標達成を目指すこととする。

中心市街地の人口の推移

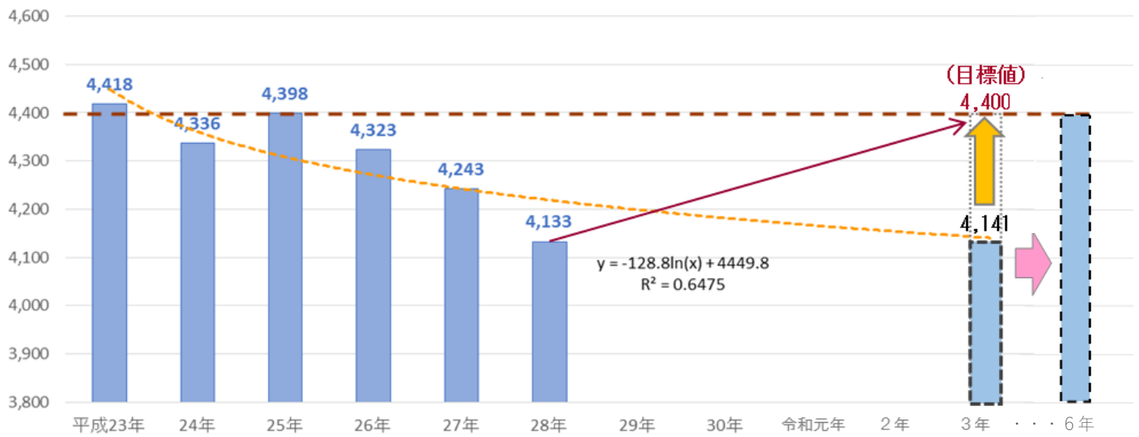

出典：各年住民基本台帳（各年５月）

④目標数値達成のための事業について

Ａ～Ｃ　略

【令和４年３月変更における状況】　略

【令和５年４月変更における状況】

令和３年度フォローアップにおいて、居住人口の令和３年度実績は 4,287 人となり、基準値の 4,133 人は上回るものの、目標値の 4,400 人には至っていない状況である。

その理由の一つとして、目標達成に大きく寄与すると考えられるいわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業の進捗状況が遅れており、その効果が発現していないことが挙げられる。いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業は、令和６年度末に完了する予定であることから、市の独自計画として計画期間を延長し、この事業の完了により、目標達成を見込む。

居住人口の目標数値については、当初の計画通り 4,400 人に据え置いて、目標達成を目指すこととする。

⑤　略

これらを踏まえ、平成 28 年の居住人口 4,133 人を基準値とし、令和４年には、震災直後の人口と同程度の水準の 4,400 人とすることを目標とする。目標の検討にあたっては、活性化の取組により減少傾向に歯止めをかけ、さらに増加傾向に転換することを目指すものの、目標値の設定にあたっては、東日本大震災の影響により、人口の推移がこれまでの状況とは不連続な傾向が見られ、今回の計画期間内に震災前の状況まで回復させることは非常にハードルが高いことから、まずは震災直後の人口と同程度の水準まで回復させることを目標とした。今後、活性化の取組を行わない場合の予測値（約 4,141 人）に比べて、259 人の増加を目標とする数値となっている。なお、将来予測値は、上記の目標値設定の考え方に基づき、平成 23 年から平成 28 年までの実績を踏まえて推計した。

中心市街地の商業や業務活動の機能強化や拠点整備とあわせて、生活環境の整備や居住環境の整備を面的に図り、人にやさしい快適な道路空間等でネットワークすることにより、地区全体として暮らしやすいまちを形成し、居住空間としての快適性、魅力向上に繋げることで、目標達成を目指すこととする。

中心市街地の人口の推移

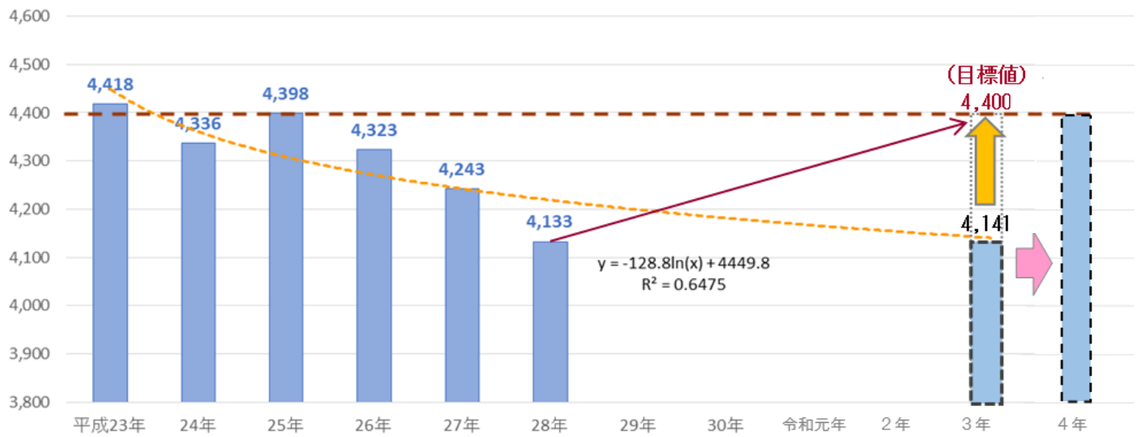

出典：各年住民基本台帳（各年５月）

④目標数値達成のための事業について

Ａ～Ｃ　略

【令和４年３月変更における状況】　略

新規追加

⑤　略

２）新規出店の促進による事業活動の活性化

①～②　略

③目標数値の設定

⇒平成 23 年度から 27 年度までの過去５年間の新規出店数を基準とし、令和２年度から令和６年度までの５年間には倍増の 52 件とすることを目標とする。

基準値		目標値
26 件 （平成 23 年度～27 年度）	➡	**52 件** （令和２年度～令和６年度）

中心市街地内の新規出店数は、平成 23 年度をピークに減少傾向が続き、活性化の取組を実施しなければこの傾向が続くものと予想される。

これらを踏まえ、平成 23 年度から 27 年度までの過去５年間の新規出店数 26 件を基準値とし、目標値は令和２年度から令和６年度までの５年間で、基準値の倍増の 52 件を目標とする。

企業進出や企業誘致等の取組を進める公民の機関が連携し、新規創業や企業進出を加速するための支援の実施や、多分野で厚みのある都市型産業が根付いていくための環境整備により、小規模でもいわき市の産業や経済をけん引していくことのできる新しい事業活動や新しい流れを多数生み出すことで、過去５年間の新規出店数を維持しつつ、さらなる新規出店数の増加を図ることで目標達成を目指すこととする。

④目標数値達成のための事業について

Ａ～Ｆ　略

【令和４年３月変更における状況】　略

【令和５年４月変更における状況】

令和３年度フォローアップにおいて、新規出店数の令和３年度実績は 54 件となり、目標値を達成することができた。

今後も新規出店を促進させるための支援を継続して行っていくこととし、市の独自計画期間中も、新規出店数の目標数値は、当初の計画通り 52 件に据え置いて引き続き目標達成に向けて取り組んでいく。

⑤　略

３）歴史・文化資源を活かした賑わいの創出

①～②　略

③目標数値の設定

⇒平成 27 年度を基準とし、令和６年度には 1,263,000 人とすることを目標とする。

基準値		目標値
1,226,198 人 （平成 27 年度）	➡	**1,263,000 人** （令和６年度）

アリオスがグランドオープンした平成 21 年度以降の中心市街地内の主要な文化施設（４施設）の入込客数の推移は、平成 23 年度は東日本大震災の影響により、大きく減少したもの、翌平成 24 年度には、震災の影響により実施できなかった平成 23 年度の事業を実施したことや、休館していた文化施設の再オープンを求める市民の機運も相まって、震災前の入込客数を超える結果となっている。特に平成 27 年度は、近年で最も多い入込客数となっている。しかし、活性化の取組を継続的に実施しなければ、この傾向は復興に関連した一時的なものとなることが予想される。

これらを踏まえ、平成 27 年度の主要な文化施設の入込客数 1,226,198 人を基準値とし、令和６年度の目標

２）新規出店の促進による事業活動の活性化

①～②　略

③目標数値の設定

⇒平成 23 年度から 27 年度までの過去５年間の新規出店数を基準とし、平成 29 年度から令和４年度までの６年間には倍増の 52 件とすることを目標とする。

基準値		目標値
26 件 （平成 23 年度～27 年度）	➡	**52 件** （平成 29 年度～令和４年度）

中心市街地内の新規出店数は、平成 23 年度をピークに減少傾向が続き、活性化の取組を実施しなければこの傾向が続くものと予想される。

これらを踏まえ、平成 23 年度から 27 年度までの過去５年間の新規出店数 26 件を基準値とし、目標値は平成 29 年度から令和４年度までの６年間で、基準値の倍増の 52 件を目標とする。

企業進出や企業誘致等の取組を進める公民の機関が連携し、新規創業や企業進出を加速するための支援の実施や、多分野で厚みのある都市型産業が根付いていくための環境整備により、小規模でもいわき市の産業や経済をけん引していくことのできる新しい事業活動や新しい流れを多数生み出すことで、過去５年間の新規出店数を維持しつつ、さらなる新規出店数の増加を図ることで目標達成を目指すこととする。

④目標数値達成のための事業について

Ａ～Ｆ　略

【令和４年３月変更における状況】　略

新規追加

⑤　略

３）歴史・文化資源を活かした賑わいの創出

①～②　略

③目標数値の設定

⇒平成 27 年度を基準とし、令和４年度には 1,263,000 人とすることを目標とする。

基準値		目標値
1,226,198 人 （平成 27 年度）	➡	**1,263,000 人** （令和４年度）

アリオスがグランドオープンした平成 21 年度以降の中心市街地内の主要な文化施設（４施設）の入込客数の推移は、平成 23 年度は東日本大震災の影響により、大きく減少したもの、翌平成 24 年度には、震災の影響により実施できなかった平成 23 年度の事業を実施したことや、休館していた文化施設の再オープンを求める市民の機運も相まって、震災前の入込客数を超える結果となっている。特に平成 27 年度は、近年で最も多い入込客数となっている。しかし、活性化の取組を継続的に実施しなければ、この傾向は復興に関連した一時的なものとなることが予想される。

これらを踏まえ、平成 27 年度の主要な文化施設の入込客数 1,226,198 人を基準値とし、令和４年度の目標

値は 1,263,000 人とする。これは、今後、活性化の取組を行わない場合の予測値（1,202,823 人）の約５％増の数値であり、60,177 人の増加を目標とする。

文化施設独自の自主事業だけでなく、他のイベント等との連携や、中心市街地内の歴史的資源や商業施設等との連携、ネットワーク化などにより文化施設間をはじめとするまちなかの回遊性を向上させ、目標達成を目指すこととする。

なお、令和３年度の予測値の検討にあたっては、東日本大震災の影響を大きくうけた平成 23 年度の入込客数について考慮しないで行った。また、美術館において震災による改修工事のために休館となっていた期間（平成 25 年９月から平成 26 年 11 月）について、通常通り開館していたものとして入込客数を割り戻して推計を行った。

主要な歴史・文化施設（５施設）の入込客数の推移

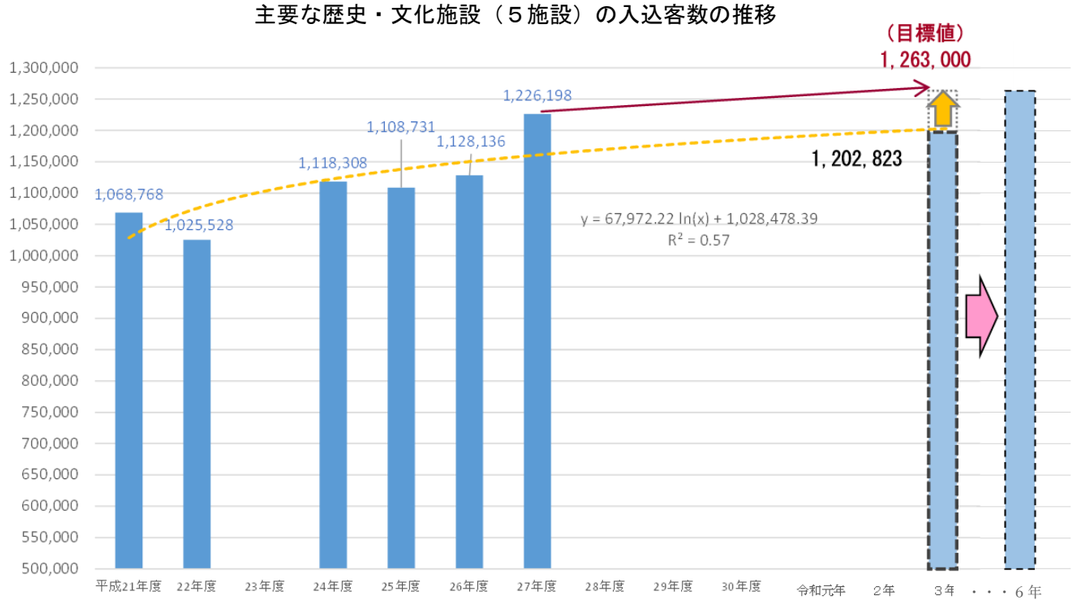

出典：いわき市による各施設管理者への調査

④目標数値達成のための事業について

Ａ～Ｅ　略

【令和５年４月変更における状況】

令和３年度フォローアップにおいて、入込客数の令和３年度実績は 427,666 人となり、目標値の 1,263,000 人に至っていない状況である。

これは、令和３年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、対象となる施設が休館となったことや施設の収容客数に制限が設けられたこと、また、予定していた各種事業やイベントが中止や縮小となったことなどが原因であると考えられる。

しかしながら、令和５年１月にはイベントの収容人数制限は撤廃され、同年５月には新型コロナウイルスの感染症法上の分類を５類に引き下げることが決定しているなど、今後徐々に平時の社会経済活動に戻っていくことが予測される。

したがって、入込客数の目標数値については、当初の計画通り 1,263,000 人に据え置いて、その達成を目指すこととする。

⑤　略

値は 1,263,000 人とする。これは、今後、活性化の取組を行わない場合の予測値（1,202,823 人）の約５％増の数値であり、60,177 人の増加を目標とする。

文化施設独自の自主事業だけでなく、他のイベント等との連携や、中心市街地内の歴史的資源や商業施設等との連携、ネットワーク化などにより文化施設間をはじめとするまちなかの回遊性を向上させ、目標達成を目指すこととする。

なお、令和３年度の予測値の検討にあたっては、東日本大震災の影響を大きくうけた平成 23 年度の入込客数について考慮しないで行った。また、美術館において震災による改修工事のために休館となっていた期間（平成 25 年９月から平成 26 年 11 月）について、通常通り開館していたものとして入込客数を割り戻して推計を行った。

主要な歴史・文化施設（５施設）の入込客数の推移

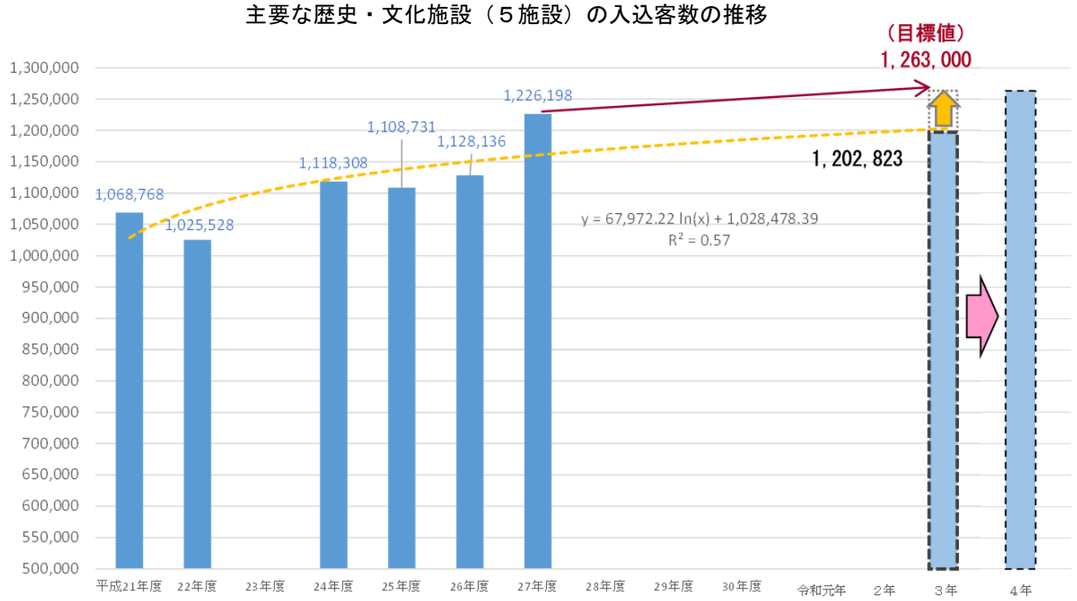

出典：いわき市による各施設管理者への調査

④目標数値達成のための事業について

Ａ～Ｅ　略

新規追加

⑤　略

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業　略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業 内容： 分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和６年度	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 実施時期： 平成 29～令和４年度	
事業名： 都市計画道路掻槌小路幕ノ内線道路改良事業 内容： 都市計画道路の整備 Ｌ＝1,529m Ｗ＝3.5m～20.0m 実施時期： 平成 27 年度～	いわき市	都市計画道路及び付随する取付道路（市道※）を整備することで、既成市街地の交流、連携の強化と良好な都市環境の創出を図るとともに、暮らしやすいまちの形成を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。 ※対象市道 ●旧城跡４号線 ●旧城跡・白銀町線 ●旧城跡・四軒町線 ●旧城跡・鷹匠町線 ●大工町・柳町線 ●平北部 17 号線 ●平北部 22 号線 ●平北部 20 号線 ●平北部 21 号線 ●正内町・北目線	支援措置： 中心市街地再活性化特別対策事業 実施時期： 平成 29～令和４年度	
事業名：	（略）	（略）	（略）	

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業　略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業 内容： 分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和５年度	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 実施時期： 平成 29～令和４年度	
事業名： 都市計画道路掻槌小路幕ノ内線道路改良事業 内容： 都市計画道路の整備 Ｌ＝1,529m Ｗ＝3.5m～20.0m 実施時期： 平成 27～令和４年度	いわき市	都市計画道路及び付随する取付道路（市道※）を整備することで、既成市街地の交流、連携の強化と良好な都市環境の創出を図るとともに、暮らしやすいまちの形成を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。 ※対象市道 ●旧城跡４号線 ●旧城跡・白銀町線 ●旧城跡・四軒町線 ●旧城跡・鷹匠町線 ●大工町・柳町線 ●平北部 17 号線 ●平北部 22 号線 ●平北部 20 号線 ●平北部 21 号線 ●正内町・北目線	支援措置： 中心市街地再活性化特別対策事業 実施時期： 平成 29～令和４年度	
事業名：	（略）	（略）	（略）	

田町・新川町線歩道整備事業 （略）				

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 都市公園整備事業 内容： （仮称）磐城平城・城跡公園（約1.5ｈａ）の整備。新川東緑地の一部（約0.5ｈａ）、大工町公園（約0.15ｈａ）、六町目広場（約0.13ｈａ）の再整備 実施時期： 平成29～令和６年度	いわき市	JRいわき駅北側の磐城平城本丸跡地を本市の歴史と文化を感じることができる公園として整備すると共に、地区内の既存公園・緑地について、安全で快適な歩行空間機能やまちなかにおける交流拠点機能を有する公園として再整備し、人・まち・文化がつながる平まちなかの創出を公園緑地の側面からの支援を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） 実施時期： 平成 29～令和元年度	
事業名： 都市計画道路掻槌小路幕ノ内線道路改良事業 内容： 都市計画道路の整備 Ｌ＝1,529m Ｗ＝3.5m～20.0m 実施時期： 平成27年度～	いわき市	都市計画道路及び付随する取付道路（市道※）を整備することで、既成市街地の交流、連携の強化と良好な都市環境の創出を図るとともに、暮らしやすいまちの形成を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。 ※対象市道 ●旧城跡４号線 ●旧城跡・白銀町線 ●旧城跡・四軒町線 ●旧城跡・鷹匠町線 ●大工町・柳町線 ●平北部17号線 ●平北部22号線 ●平北部20号線 ●平北部21号線 ●正内町・北目線	支援措置： 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 実施時期： 平成 29～令和元年度	

田町・新川町線歩道整備事業 （略）				

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 都市公園整備事業 内容： （仮称）磐城平城・城跡公園（約1.5ｈａ）の整備。新川東緑地の一部（約0.5ｈａ）、大工町公園（約0.15ｈａ）、六町目広場（約0.13ｈａ）の再整備 実施時期：	いわき市	JRいわき駅北側の磐城平城本丸跡地を本市の歴史と文化を感じることができる公園として整備すると共に、地区内の既存公園・緑地について、安全で快適な歩行空間機能やまちなかにおける交流拠点機能を有する公園として再整備し、人・まち・文化がつながる平まちなかの創出を公園緑地の側面からの支援を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） 実施時期： 平成 29～令和元年度	
事業名： 都市計画道路掻槌小路幕ノ内線道路改良事業 内容： 都市計画道路の整備 Ｌ＝1,529m Ｗ＝3.5m～20.0m 実施時期：	いわき市	都市計画道路及び付随する取付道路（市道※）を整備することで、既成市街地の交流、連携の強化と良好な都市環境の創出を図るとともに、暮らしやすいまちの形成を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。 ※対象市道 ●旧城跡４号線 ●旧城跡・白銀町線 ●旧城跡・四軒町線 ●旧城跡・鷹匠町線 ●大工町・柳町線 ●平北部17号線 ●平北部22号線 ●平北部20号線 ●平北部21号線 ●正内町・北目線	支援措置： 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 実施時期： 平成 29～令和元年度	

事業名： 田町・谷川瀬線　交通安全施設整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 都市公園整備事業【再掲】 内容： （仮称）磐城平城・城跡公園（約1.5ｈａ）の整備。新川東緑地の一部（約0.5ｈａ）、大工町公園（約0.15ｈａ）、六町目広場（約0.13ｈａ）の再整備 実施時期： 平成29年度～令和６年度	いわき市	JRいわき駅北側の磐城平城本丸跡地を本市の歴史と文化を感じることができる公園として整備すると共に、地区内の既存公園・緑地について、安全で快適な歩行空間機能やまちなかにおける交流拠点機能を有する公園として再整備し、人・まち・文化がつながる平まちなかの創出を公園緑地の側面からの支援を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。	都市構造再編集中支援事業 実施時期： 令和２～令和６年度	
事業名： 都市計画道路掻槌小路幕ノ内線道路改良事業【再掲】 内容： 都市計画道路の整備 Ｌ＝1,529m Ｗ＝3.5m～20.0m 実施時期： 平成27年度～	いわき市	都市計画道路及び付随する取付道路（市道※）を整備することで、既成市街地の交流、連携の強化と良好な都市環境の創出を図るとともに、暮らしやすいまちの形成を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。 ※対象市道 ●旧城跡４号線 ●旧城跡・白銀町線 ●旧城跡・四軒町線 ●旧城跡・鷹匠町線 ●大工町・柳町線 ●平北部17号線 ●平北部22号線 ●平北部20号線 ●平北部21号線 ●正内町・北目線	支援措置： 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 実施時期： 平成 29～令和元年度 支援措置： 無電柱化推進計画事業費国庫補助金（道路事業（街路）） 実施時期： 令和２年度～ 支援措置： 地方道路等整備事業債	

事業名： 田町・谷川瀬線　交通安全施設整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 都市公園整備事業【再掲】 内容： （仮称）磐城平城・城跡公園（約1.5ｈａ）の整備。新川東緑地の一部（約0.5ｈａ）、大工町公園（約0.15ｈａ）、六町目広場（約0.13ｈａ）の再整備 実施時期： 平成29年度～	いわき市	JRいわき駅北側の磐城平城本丸跡地を本市の歴史と文化を感じることができる公園として整備すると共に、地区内の既存公園・緑地について、安全で快適な歩行空間機能やまちなかにおける交流拠点機能を有する公園として再整備し、人・まち・文化がつながる平まちなかの創出を公園緑地の側面からの支援を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。	都市構造再編集中支援事業 実施時期： 令和２～令和４年度	
事業名： 都市計画道路掻槌小路幕ノ内線道路改良事業【再掲】 内容： 都市計画道路の整備 Ｌ＝1,529m Ｗ＝3.5m～20.0m 実施時期： 平成27～令和４年度	いわき市	都市計画道路及び付随する取付道路（市道※）を整備することで、既成市街地の交流、連携の強化と良好な都市環境の創出を図るとともに、暮らしやすいまちの形成を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。 ※対象市道 ●旧城跡４号線 ●旧城跡・白銀町線 ●旧城跡・四軒町線 ●旧城跡・鷹匠町線 ●大工町・柳町線 ●平北部17号線 ●平北部22号線 ●平北部20号線 ●平北部21号線 ●正内町・北目線	支援措置： 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 実施時期： 平成 29～令和元年度 無電柱化推進計画事業費国庫補助金（道路事業（街路）） 実施時期： 令和２～令和４年度	

			実施時期： 令和５年度～	
事業名： 田町・谷川瀬線　交通安全施設整備事業【再掲】 （略）	（略）	（略）	（略）	
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容： 分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和６年度	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 実施時期： 令和５～令和６年度	

（４）国の支援措置がないその他の事業　略

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　略
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容： 分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和６年度	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 実施時期： 平成 29～令和４年度	

事業名： 田町・谷川瀬線　交通安全施設整備事業【再掲】 （略）	（略）	（略）	（略）	
新規追加				

（４）国の支援措置がないその他の事業　略

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　略
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容： 分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和５年度	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 実施時期： 平成 29～令和４年度	

事業名： 中高大学生が集う空間づくり事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いきいきシニアボランティアポイント事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
事業名： 認知症ケア総合支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
事業名： 学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業 内容： 子どもの「生きる力」を育む様々な体験・交流活動の実施、子どもを守り育てる協力体制の推進に向けた施策の展開 実施時期： 平成 28 年度～	いわき市	地域の人材・施設・環境等を生かした子どもたちの「生きる力」を育む様々な体験・交流活動を行うとともに、地域ぐるみで子どもを守り育てる協力体制の推進に向けた施策を展開することで、次世代を担う子どもたちを健全に育むまちの実現を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 被災者支援総合交付金 実施時期： 平成 28～令和元年度 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 実施時期： 令和２年度～	
事業名： ＩＷＡＫＩターン情報発信事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容：	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコ	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）	

事業名： 中高大学生が集う空間づくり事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いきいきシニアボランティアポイント事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
事業名： 認知症ケア総合支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
事業名： 学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業 内容： 子どもの「生きる力」を育む様々な体験・交流活動の実施、子どもを守り育てる協力体制の推進に向けた施策の展開 実施時期： 平成 28～令和４年度	いわき市	地域の人材・施設・環境等を生かした子どもたちの「生きる力」を育む様々な体験・交流活動を行うとともに、地域ぐるみで子どもを守り育てる協力体制の推進に向けた施策を展開することで、次世代を担う子どもたちを健全に育むまちの実現を図る。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 被災者支援総合交付金 実施時期： 平成 28～令和元年度 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 実施時期： 令和２～令和４年度	
事業名： ＩＷＡＫＩターン情報発信事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
新規追加				

分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和６年度		ンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 　これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	実施時期： 令和５～令和６年度	

（４）国の支援措置がないその他の事業　略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業　略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容： 分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和６年度	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 　これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 実施時期： 平成 29～令和４年度	

（２）略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いわき市空き家等対策推進事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容：	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコ	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）	

（４）国の支援措置がないその他の事業　略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業　略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容： 分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和５年度	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 　これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 実施時期： 平成 29～令和４年度	

（２）略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いわき市空き家等対策推進事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
新規追加				

分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和６年度		ンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 　これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	実施時期： 令和５～令和６年度	

（４）略

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業　略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容： 分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和６年度	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 　これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 実施時期： 平成 29～令和４年度	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名： 店舗等新規出店支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 男女の出会いサポート事業	（略）	（略）	（略）	（略）

（４）略

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業　略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容： 分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和５年度	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 　これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 実施時期： 平成 29～令和４年度	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名： 店舗等新規出店支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 男女の出会いサポート事業	（略）	（略）	（略）	（略）

（略）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名： いわき芸術文化交流館アリオス自主企画事業 内容： 鑑賞系事業、アウトリーチ活動、人材育成・交流事業 実施時期： 平成 28 年度～	いわき芸術文化交流館アリオス	クラシックコンサートや演劇等の「鑑賞系事業」、アリオスに足を運ぶことのできない子ども達や地域の人たちのために生の演奏を届ける「アウトリーチ活動」、舞台芸術による「人材育成・交流事業」等の事業を実施することにより、賑わいの創出と文化芸術の発展を促進する。 これは、「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等活性化事業） 実施時期： 平成 29 年度 支援措置： 文化芸術振興費補助金による助成金（劇場・音楽堂等機能強化推進事業） 実施時期： 平成 30 年度～	
事業名： いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容： 分譲マンション・医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの整備 実施時期： 平成 28～令和６年度	市街地再開発組合	医療機関・公共公益施設・駐車場・ホテルなどの都市機能および住宅（分譲マンション）を整備し、まちなか居住のための住宅の供給とともに都市機能の充実を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの実現や、子育てしやすく、かつ高齢者や障がい者にもやさしいまちの実現を図り、中心市街地への定住を促進する。 これは、「人を大切にした、楽しく暮らせるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 実施時期： 令和５～令和６年度	

（４）国の支援措置がないその他の事業　略

８．　略

◇４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所　略

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
［１］**市町村の推進体制の整備等**
（１）中心市街地活性化担当課

（略）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名： いわき芸術文化交流館アリオス自主企画事業 内容： 鑑賞系事業、アウトリーチ活動、人材育成・交流事業 実施時期： 平成 28～令和４年度	いわき芸術文化交流館アリオス	クラシックコンサートや演劇等の「鑑賞系事業」、アリオスに足を運ぶことのできない子ども達や地域の人たちのために生の演奏を届ける「アウトリーチ活動」、舞台芸術による「人材育成・交流事業」等の事業を実施することにより、賑わいの創出と文化芸術の発展を促進する。 これは、「歴史と文化等を活かして、訪れたくなる魅力を育てるまちづくり」のために必要な事業である。	支援措置： 文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等活性化事業） 実施時期： 平成 29 年度 支援措置： 文化芸術振興費補助金による助成金（劇場・音楽堂等機能強化推進事業） 実施時期： 平成 30～令和４年度	
新規追加				

（４）国の支援措置がないその他の事業　略

８．　略

◇４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所　略

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
［１］**市町村の推進体制の整備等**
（１）中心市街地活性化担当課

平成27年４月１日より、中心市街地活性化を担当し関係部署を総括する組織として、商工観光部商工労政課（平成28年４月１日付組織改正により、産業振興部商業労政課に課名を変更。その後、令和５年４月１日付組織改正により、産業振興部産業チャレンジ課に課名を変更。）に兼任職員２名を配置している。

（２）　略

［２］中心市街地活性化協議会に関する事項

〇いわき市中心市街地活性化協議会（平地区）の開催状況

開催	開催日	検討議題等
（略）	（略）	
第 11 回協議会	令和４年５月 24 日	⑴令和３年度事業報告について ⑵令和４年度事業計画（案）、予算（案）について ⑶令和３年度認定中心市街地活性化基本計画報告（内閣府）に関する中心市街地活性化協議会の意見（案）について
第 12 回協議会（書面）	令和５年３月 10 日	「いわき市中心市街地活性化基本計画（国認定 」を「いわき市独自の計画（国認定なし 」として令和６年度まで２年間延長を行うことについて

［３］略

１０．～１２．　略

平成27年４月１日より、中心市街地活性化を担当し関係部署を総括する組織として、商工観光部商工労政課（平成28年４月１日付組織改正により課名変更、産業振興部商業労政課）に兼任職員２名を配置している。

（２）　略

［２］中心市街地活性化協議会に関する事項

〇いわき市中心市街地活性化協議会（平地区）の開催状況

開催	開催日	検討議題等
（略）	（略）	
新規追加		
新規追加		

［３］略

１０．～１２．　略